

平成 25 年度地域自主戦略交付金に関するヒアリング 全国市長会提出資料

1. 真の分権型社会の実現を求める決議（抄）
2. 都市税財源の充実確保に関する重点提言（抄）

（平成 24 年 6 月 6 日 第 82 回全国市長会議決定）

〈参考〉

- 中核市財政の実態に即した財源の拡充に関する提言（抄）
（平成 24 年 5 月 25 日 中核市市長会）
- 地方分権の推進に関する提言（抄）
（平成 24 年 5 月 28 日 全国特例市市長会）

平成 24 年 7 月

全 国 市 長 会

真の分権型社会の実現を求める決議（抄）

5. 市町村向けの国庫補助金等の地域自主戦略交付金化

市町村向けの国庫補助金等の地域自主戦略交付金化にあたっては、団体間・年度間の事業費の変動が大きい等の課題もあり、先行して実施された都道府県及び政令指定都市の運用状況を踏まえ、「国と地方の協議の場」等で都市自治体と十分協議し、合意形成を図ること。

また、市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等は対象外とし、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく必要額を確保するとともに、配分については、地方交付税制度との整合性に留意し、予算編成等に支障が生じることのないよう、交付額を早期に明示すること。

なお、地域自主戦略交付金はいくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とすること。

以上決議する。

平成24年6月6日

全 国 市 長 会

都市税財源の充実確保に関する重点提言（抄）

平成 24 年 6 月 6 日
全 国 市 長 会

5. 都市自治体の意見を反映した地域自主戦略交付金の制度設計

市町村向けの国庫補助金等の地域自主戦略交付金化の制度設計に当たっては、先行する都道府県及び政令指定都市の運用状況を踏まえ、「国と地方の協議の場」等で都市自治体と十分協議し合意形成を図り、次の措置を講じること。

- (1) 総額については、従来の国庫補助金等の総額を縮減することなく、必要額を確保するとともに、当該交付金化に伴う地方債措置についても、新たな財政負担が生じることのないよう万全の措置を講じること。
- (2) 配分については、団体間・年度間の事業費の変動等の地域の実情に配慮するとともに、地方交付税制度との整合性に留意すること。
また、交付額については、積算根拠を明らかにし、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に明示すること。
- (3) 市町村の自由裁量拡大に寄与しない義務的な国庫補助金等や一部事務組合等に対する国庫補助金等は対象外とするとともに、予算編成等に支障が生じることのないよう、早期に対象事業等の情報提供を行うこと。

- (4) 地方の自由度を高める観点から、国の事前事後の関与を極力縮小するとともに、手続の簡素化など事務負担の軽減を図ること。
- (5) 地域自主戦略交付金はいくまでも、国と地方の役割分担に応じた適正な税源配分が行われるまでの過渡的な措置とし、その全体のスケジュールを明らかにすること。
- (6) 先行して実施している政令指定都市については、対象となる国庫補助金等の拡大や要件の緩和など自由裁量拡大に寄与する不断の見直しを行うこととともに、必要額を確保すること。

中核市財政の実態に即した財源の拡充に関する提言（抄）

平成 24 年 5 月 25 日
中核市市長会

3 国庫補助負担金の改革について

(2) 地方の自由度を高める国庫補助金等の地域自主戦略交付金化と必要額の確保

地域自主戦略交付金については、従来の国庫補助金等の総額を確保するとともに、予算編成等に支障が生じることがないように、制度設計を早期に明示すること。

また、対象事業を拡充することにより、地方の自由裁量を拡大するほか、手続等の事務負担の軽減を図るとともに、先行して実施している都道府県や政令指定都市分の運用状況等を踏まえた見直しや地方からの意見・提案等を取り入れるなど、制度の改善に取り組むこと。特に、中核市は都道府県や政令指定都市に比べ年度間事業量の変動が大きいことから、基金への積立を可能とするなど、地方の実情に合わせ、柔軟に対応できる制度を構築すること。

なお、交付金の配分においては、社会資本整備総合交付金に係る事業計画期間が5か年とされていることを踏まえ、その継続事業分に十分な配慮を行うこと。

地方分権の推進に関する提言（抄）

平成 24 年 5 月 28 日
全国特例市市長会

5) 国庫補助負担金の一括交付金化にあたっては、現行の補助負担金の総額を保障するとともに、申請手続きの簡素化、地方財政の効率性や地域間の公平性に配慮し、福祉等のソフトサービス分野も含め、真に地方自治体の自由度が拡大する制度設計となるよう、国と地方の協議を進め、地方の意見を十分反映し、早期実現に努めること。

また、地域主権に向け、国と地方の役割分担を整理したうえで、地方交付税又は税源移譲（一般財源化）を実現するまでの短期間の過渡的な手段とすること。